

<p>項目 名称</p>	<p>No.91</p>	<p>情報公開制度の適正・効率的な運用</p>
<p>所管課</p>	<p>総務部 総務法制課</p>	
<p>達成 状況</p>	<p>1の「金額入り設計書」の情報公開手続簡略化の検討については、先進都市の行政視察を行い、本市の運用状況に見合った手続の方法について検討を行った。その結果、現行の情報公開請求から分離させ、「情報提供制度」による運用を目指す方針を決定した。 2の検討結果に基づいた取組については、「情報提供制度」を行う場合の市内部の公開体制や請求者に対する周知方法等についての課題抽出を行った。</p>	
<p>取組項目を 修正、中止 する理由</p>	<p>情報公開手続の簡略化は、市内部の事務効率化はもとより、市民サービス向上のため実施するものである。 令和2年度までに、先進都市の調査や実際の運用方法等、運用開始に向けた検討を進めた結果、次の課題が明らかとなった。 ・情報公開条例の運用上、それに則らない情報提供制度を実施するためには、情報公開請求との兼ね合いから、原則として対象公文書が一般公開されていることが前提となる。 ・そのため、請求されるかどうかにかかわらず、全ての金額入り設計書を公表する準備をしておく必要があり、関係課の事務量が増加する。 ・請求者が担当課に直接出向かわなければならないことも想定され、現在よりも住民サービスが低下する。 このことから、現在の本市の状況（請求実績や公開体制）も踏まえると、手続の簡略化が「市内部の事務効率化」及び「市民サービスの向上」に繋がらないとの結論に至ったため、取組項目を中止するものである。</p>	